

刑 7 x 7 00 f

## 起 訴 状

被 告 人 青 地 賢 雄

被告人は期間は明確ならざるも戦時中なる1943年9月頃より1945年9月頃迄の間、「バタビヤ」に於て敵國日本の臣民として戦争犯罪を犯し、又は犯さしめたるものにして即ち、戦争の法規及び慣例に反し、日本の一般市民の為に設立せられたる「佐俱樂部」の経営者として、右日本人の用に供する為婦女子を募集し又は募集せしめ此等の婦女子が解雇を申出たる場合は、直接又は間接に憲兵の威を籍り又は籍りずして、前記俱樂部の客に対する売淫を彼等に強制し、及び其の目的の為に右俱樂部内に区分せられある一郭に彼等を居住せしめて俱樂部外に自由に外出することを許さざりしものにして、被告人又は被告人の助力により多くの婦女子が前記日本人相手の職業に就かしめられたるものなり。

以上の事實は蘭印官報1946年第45号戦争犯罪処罰条例第4条以下に該当し且之により処罰せらるべきものとす。